

保育対策総合支援事業費補助金の保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）（令和2年度第3次補正予算分）については、令和3年度においても事業が実施できるように、厚生労働省において予算の繰り越し（本省繰越）を行っております。

ついては、この予算を活用し、事業の趣旨に沿って、保育所等の施設・事業所において事業が実施されるよう、以下の内容について施設・事業所に周知いただくとともに、補助金の申請等において必要なご助言を行っていただけますようお願いいたします。

（都道府県におかれましては、管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市を除く。）にこのメールを転送し、市町村の交付申請対象施設分については、市町村から施設・事業所に周知・助言が図られるよう、手配をお願いします。）

1. 保育対策総合支援事業費補助金の保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）（令和2年度第3次補正予算分）については、令和3年度においても事業が実施できますので、各施設・事業所におかれては、積極的な活用をお願いします。（別添1（当事業の概要）、別添2（当事業の実施要綱））

2. 本事業は、感染症対策を徹底しつつ、保育の提供等の継続に御尽力いただいている保育所等への職員の方々に対する支援として、主として職員に対する手当等の支給として活用されるように、補正予算として認められたものです。このため、各施設・事業所においては、保育所等の職員の方々に対する手当等の支給などのかかり増し経費にご活用いただくようお願いいたします。

なお、補助金の使途がこの事業趣旨に沿っているかを把握するため、各施設・事業所から提出いただく補助金の交付申請書及び実績報告書において、職員の方々に対する手当等の支給額などについて記載し、報告いただくこととなっております。

（補助金の支出の内訳においては、職員の方々に対する手当等の支給額の割合が多くなるものと考えております。また、基本的に「備品購入費やその他経費等の支出額」が「職員に対する手当等の支給などのかかり増し経費の支出額」を上回ることは、ないものと考えております。）

※令和3年度分の交付申請は、令和3年度（令和2年度からの繰越分）の交付要綱に基づく申請様式にて行っていただきます。（令和2年度の交付要綱ではありません。令和3年度の交付要綱は追ってお示いたします。）

3. 「保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援（令和2年度第3次補正予算分）に関するFAQ」を更新しておりますので、都道府県・市町村のみならず、保育所等の施設・事業所におかれましてもご確認ください。（別添3（FAQ））

4. 延長保育や一時預かり事業など地域子ども・子育て支援事業（13事業）を行っている場合は、当事業の補助とは別に、子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）による補助もありますので、ご活用ください。（別添4（子ども・子育て支援交付金における事業の概要））

（別添1（当事業の概要））

（別添2（当事業の実施要綱））※当事業は実施要綱の別添5にあります。

（別添3（FAQ））

（別添4（子ども・子育て支援交付金における事業の概要））

（参考）

- ・ 本事業の概要等は、厚生労働省ホームページにも掲載しております。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)